

(別紙)

特定国立研究開発法人による研究開発等を促進
するための基本的な方針（平成 28 年 6 月 28 日
閣議決定）の一部変更

目次

第一 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

1. 特定法人による研究開発等の促進の意義. 1
 - (1) 独立行政法人改革に関する経緯. 1
 - (2) 国内外の経済社会情勢及び科学技術イノベーションの
動向等の認識. 2
 - (3) 特定法人制度の必要性. 3
2. 特定法人による研究開発等の促進の基本的な方向. 3
 - (1) 国家戦略に基づく世界最高水準の研究開発成果の創出. . . 4
 - (2) 研究開発成果の普及及び活用の促進（産学官の人材、
知、資金等の結集する「場」の形成の先導）. 4
 - (3) 科学技術イノベーション推進に係る先駆的取組の実施と展開. 5
 - (4) 迅速、柔軟かつ自主的・自律的な研究開発マネジメントの
確保. 5

第二 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関して政府が講ずべき措置に関する基本的な事項

1. 資源の確保・充実. 5
 - (1) 特定法人が担うべき役割に応じた基盤的経費等の
確実な措置. 6
 - (2) 外部資金獲得のインセンティブを高める仕組みの活用. . . 6
 - (3) 先端研究施設の整備・運転・共用の促進. 7
2. 特定法人制度及び関連制度に係る措置等に関する事項. 7
 - (1) 法人の長の任命と自主的な運営の尊重. 7
 - (2) 中長期目標の設定. 7
 - (3) 業務実績評価の在り方. 9

(4) 調達の在り方.	9
(5) 法人の長の解任にあたっての留意事項.	10
(6) 主務大臣の要求にあたっての留意事項.	10
(7) 特定法人の範囲を含めた関連する制度の在り方の検討. . .	11
(8) 制度改正、運用改善事項の検討.	11

第三 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進を図るための体制の整備に関する事項

1. 法人の長のマネジメントの裁量の確保・尊重.	12
2. 世界最高水準の研究開発等を実施するための体制の強化.	12
(1) 国際的に卓越した能力を有する人材を確保・育成する ための体制.	13
(2) 研究者が研究開発等の実施に注力するための体制.	13
(3) 産学官連携・協力に係る体制や企画力の強化.	14
(4) 国際標準化活動を積極的に推進するための体制.	14
3. 適正な研究開発等の実施を確保するための体制の充実.	14

第四 その他特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関し必要な事項

(1) 総合科学技術・イノベーション会議の役割.	15
(2) 各政府関係機関の協調体制の構築.	15
(3) 「地方創生」の観点からの取組の推進.	16
(4) 国立研究開発法人イノベーション戦略会議の活用.	17

特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針

〔平成 28 年 6 月 28 日閣議決定〕
〔平成 29 年 3 月 10 日一部変更〕

産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展その他の経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化するとともに、国民が豊かで安心して暮らすことができる社会を実現するためには我が国の科学技術の水準の著しい向上を図ることが重要であることに鑑み、特定国立研究開発法人（以下「特定法人」という。）による研究開発等の促進を図るため、「特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法」（平成 28 年法律第 43 号。以下「特措法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定める。なお、本基本方針は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）の枠組みを基本としつつ、特措法の趣旨を受けて追加的に必要となる事項を定めるものである。

第一 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

1. 特定法人による研究開発等の促進の意義

（1）独立行政法人改革に関する経緯

独立行政法人制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の一環として、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に法人格を与え、運営裁量を与えることにより、政策実施の成果を向上させることを目的として導入された。

独立行政法人は国の政策を実現するための実施機関として、各方面で成果をあげていた一方、様々な問題点が指摘されていたことから、更なる改革が行われ、平成 27 年 4 月に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 66 号）が施行されたことにより、国立研究開発法人制度を含む新しい独立行政法人制度の運用が開始された。

当該改革の中では、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）を源流とし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う法人を「特定国立研究開発法人（仮称）」として位置付け」、「具体的な措置は、内閣府・総務省共管の別法によることとする」とされたことから、特措法が制定されることとなった。

（２）国内外の経済社会情勢及び科学技術イノベーションの動向等の認識

情報通信技術の進化等により、社会・経済の構造が日々大きく変化する「大変革時代」が到来する一方、エネルギー、資源等の国内外が抱える課題は増大、複雑化している。また、近年は、論文の質・量双方の国際的地位の低下や国際的な研究連携体制構築の遅れ等、我が国の研究開発に係る「基盤的な力」が弱まってきている。さらに、大学等の組織改革の遅れや、組織間・産学官等の「壁」の存在などにより、産学連携活動や国際標準化に向けた体制整備等の国際的な産業競争力の強化に向けた活動は本格段階に至っておらず、我が国の科学技術力がイノベーションを生み出す力に十分に繋がっていない現状がある。

こうした問題意識の下、政府は、「第 5 期科学技術基本計画」（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）を策定し、その中で、「超スマート社会」を未来社会の姿として共有し、その実現に向けた一連の取組を更に進化させつつ「Society 5.0」として強力に推進していくこととしている。また、若手をはじめとする人材力の強化、大学改革と資金改革の一体的推進、オープンイノベーションの推進とベンチャーの創出強化、国立研究開発法人の橋渡し機能強化、戦略的国際標準化の加速といった取組を掲げ、これらを強力に推進することとしている。さらに、これらの実現に向け、政府は、科学技術イノベーション総合戦略

を毎年策定し、施策の重点化等により科学技術イノベーションを着実に推進していくとともに、政府研究開発投資について、「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対 GDP 比の 1 %を目指すこととしている。期間中の GDP の名目成長率を平均 3.3%という前提で試算した場合、第 5 期科学技術基本計画期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約 26 兆円となる。

さらに、日本経済再生本部の下に設置された「未来投資に向けた官民対話」においては、産学官連携の体制を強化し、企業から大学・研究開発法人への投資を、今後 10 年間で 3 倍に増やすこと、世界トップの教授陣や企業の研究施設を備えた産学官の戦略研究拠点を、平成 29 年度中に少なくとも 5 か所作る旨の方向性が示された。

（３）特定法人制度の必要性

経済・社会が大きく変化する中で、新たな未来を切り拓き、国内外の諸課題を解決していくためには、科学技術イノベーションを今後も強力に推進していくことが必要である。このため、国際競争の中で、科学技術イノベーションの基盤となる世界最高水準の研究開発成果を生み出すことが期待される創造的業務を行う国立研究開発法人を特定法人として位置付け、総合科学技術・イノベーション会議、主務大臣及び特定法人が一体となって科学技術イノベーション政策の充実に取り組んでいくことが必要である。

特定法人は、国家戦略に基づき、根本原理を追求しつつ、革新的な成果を創出することでイノベーションの種となる新たな概念を生み出す役割を担うべきである。こうした役割とともに、様々な分野・セクターとの連携体制の中心的役割や、我が国のイノベーションシステムを強力に牽引する中核機関となることが期待される。これにより、国全体として基礎から実用化までを通じて成果の最大化を図るとともに、世界に誇ることのできる仕組みを創り上げ、国際競争を勝ち抜く国力を培うとともに、豊かな人類社会の構築に貢献していくことが求められる。

２．特定法人による研究開発等の促進の基本的な方向

特定法人制度については、一定の共通的規律を設けることで透明性・適正性を確保すること等を目的として独立行政法人制度を創設した行政改革の趣旨に反することがないよう、十分に留意しつつ、各個別法で定める目的及び業務の遂行を前提として、以下の四つの取組を特定法人による研究開発等の促進の基本的な方向とする。

特定法人による研究開発等の促進の基本的な方向としては、世界最高水準の研究開発成果の創出を実現するため、研究開発等の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等）を踏まえ、国際的な視座に立って、特措法による特例措置や基本方針を踏まえて講じられる措置等を活用し、特定法人の機能の一層の向上を図るとともに、柔軟かつ速度感ある運営に努めるよう、常に留意しなければならない。特に、国立研究開発法人をはじめとする独立行政法人において基礎研究に対する取組が軽視されることのないよう、研究開発等の特性を踏まえて、適切な資源配分を図る好事例を作り出すことが期待される。

（１）国家戦略に基づく世界最高水準の研究開発成果の創出

特定法人は、科学技術基本計画、科学技術イノベーション総合戦略をはじめとした政府が策定する研究開発に関する国家戦略・方針等のほか、経済財政運営と改革の基本方針、日本再興戦略をはじめ、我が国全体の方向性に関する国家戦略・方針等に基づき、大学や民間企業等のみでは困難な研究開発等を遂行し、世界最高水準の研究開発成果を創出する。また、創出された研究開発成果等は、国家的・経済的・社会的な課題解決を導くものとして、オープンサイエンスの推進、国際標準の獲得も念頭に置くことが重要である。

（２）研究開発成果の普及及び活用の促進（産学官の人材、知、資金等の結集する「場」の形成の先導）

特定法人は、自ら世界最高水準の研究開発成果を創出していくのみならず、その成果の普及及び活用の促進を図ることが求められており、新たなイノベーションの種を持続的に生み出すとともに、課題解決を目指す研究開発を効果的に実施し、研究開発成果を実用に結び付けるなどして、社会的課題の解決に向け積極的に貢献する役割を担うことが重要である。このため、産学官の人材、知、資金等の結集する「場」の形成を先導し、例えば指定国立大学法人との連

携も視野に入れつつ、産学官の連携強化等による「橋渡し」機能を十分に発揮してイノベーションシステムを強力に牽引する中核機関としての役割を果たす。

（３）科学技術イノベーション推進に係る先駆的取組の実施と展開

特定法人は、イノベーションシステムを強力に牽引する中核機関としての役割を果たす中で、科学技術イノベーション政策推進のために政府が推進する制度改革、制度運用の改善に関する取組が先駆的に実施される主体となるとともに、政府と連携し他の研究機関への波及・展開を積極的に図ることとする。この活動を通してオープンイノベーションを促進し、特定法人による研究開発成果の創出を活性化する。

（４）迅速、柔軟かつ自主的・自律的なマネジメントの確保

特定法人は、その研究開発の特性を最大限に活かすマネジメントを行っていく必要がある。このため、特定法人は、長の明確な責任の下、国家戦略に示される方向性を基本としながらも、研究開発機関としての自主性・自律性を十分に確保し、特定法人の長（以下「法人の長」という。）が、高度な科学的・技術的知見等に基づく意思決定・行動を随時、迅速かつ柔軟に行うことができるよう、マネジメントの裁量が十分に確保・尊重されることが必要である。

第二 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関して政府が講ずべき措置に関する基本的な事項

第一で掲げた四つの取組に基づき、政府が講ずべき措置に関する基本的な事項は以下のとおりである。

１．資源の確保・充実

（１）特定法人が担うべき役割に応じた基盤的経費等の確実な措置

特定法人が、国家戦略の下、他の国立研究開発法人とともに着実に研究開発等を実施し、世界最高水準の成果の創出並びにその普及及び活用の促進を図るためには、その活動を支える基盤的経費（運営費交付金等）が不可欠であることから、政府は、特定法人が研究開発等の特性を踏まえつつ特措法で求められる使命を十全に果たせるよう、基盤的経費の一層効率的・効果的な運営を可能とするための改革を進め、確実な措置を行う。

加えて、政府は、特定法人の中長期目標における運営費交付金の効率化に関する削減目標数値について、効果的・効率的な組織運営の改善等に努めることを大前提としつつ、世界最高水準の研究開発の創出等を使命とする特定法人の特性も踏まえたものとなるよう検討する。

また、政府は、国家戦略上で特に重要な研究開発について、イノベーションシステムを強力に牽引する中核機関としての役割を果たすために不可欠な世界的な研究開発拠点の形成やクロスアポイントメントを推進するとともに、適切な人件費の確保に努めることにより優れた研究人材及び研究支援人材を養成・確保する。

（２）外部資金獲得のインセンティブを高める仕組みの活用

特定法人が、自主的かつ創造的な活動を行い、その機能を強化していくためには、政府からの資金のみならず、民間資金など多様な資金を確保していく必要がある。このため、政府は、研究開発における外部資金等の積極的な受入れを促進する観点から、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえた運営費交付金の算定における自己収入の取扱い、経営努力認定、中長期目標期間を超える積立金の繰越し等に係る措置について、研究開発の特性を踏まえ、運用事項や制度的隘路の把握・認識共有を行い、必要に応じてその改善に取り組む。

この際、政府は、特定法人のインセンティブのみならず、民間企業が積極的に特定法人に対して資金提供を行うことを促すためのインセンティブを高める仕組みについても併せて検討する。

これらの措置については、政府は、特定法人における運用状況を踏まえ、その他の国立研究開発法人への展開の在り方を検討する。

（３）先端研究施設の整備・運転・共用の促進

先端研究施設は、国際的に優れた人材・知見の集積の基盤となるとともに、革新的な成果創出の源泉ともなることから、各特定法人がその使命、業務等に応じて、先端研究施設の整備、運転、共用に加え、人材交流等を適切に促進することが重要である。そのため、政府は、先端研究施設の共用の状況を把握するとともに、運転管理体制の維持・向上の重要性を踏まえつつ、大学、民間企業等との先端研究施設の利用を促進するための施設整備費やその運営に係る経費等について、必要な措置を行う。

２．特定法人制度及び関連制度に係る措置等に関する事項

特措法第８条において、政府は、通則法、各特定法人の個別法の運用にあたっては、特定法人の研究開発が国際競争の下で行われていることその他の特定法人による研究開発等の特性に常に配慮しなければならないとされている。

（１）法人の長の任命と自主的な運営の尊重

特定法人は、他の国立研究開発法人と比較して、より高度な運営を行い世界最高水準の研究開発の成果を創出することが求められている。このため主務大臣は、法人の長として相応しい者を任命するとともに、法人の長に戦略的な法人運営が求められることに鑑み、法人の長の判断を十分に尊重することとする。また政府は、法人の長が法人を代表しその業務を総理するためにその権限が十分発揮できるよう配慮する。

（２）中長期目標の設定

主務大臣が特定法人に指示する中長期目標については、通則法により、すべての独立行政法人に対する指針である「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び特措法第5条第1項により基本方針に基づき策定する。

主務大臣は、特定法人の自主性及び自律性を最大限尊重した上で、特定法人による研究開発等の特性に配慮した大局的観点からの目標を示すこととし、国家戦略との連動性を高める観点から総合科学技術・イノベーション会議の関与が強化されていることに鑑み、特措法第5条第2項で読み替えられる通則法第35条の6第7項等に基づく特定法人の業績評価の結果等に係る総合科学技術・イノベーション会議及び独立行政法人評価制度委員会の意見を次期中長期目標に適切に反映する。

具体的には、評価の結果等に係る総合科学技術・イノベーション会議、独立行政法人評価制度委員会の意見を考慮した上で、法人独自の創意工夫を促しつつ、国家戦略を遂行するとともに、世界最高水準の研究開発の成果創出を目指すほか、「橋渡し」の牽引役として相応しい内容とする。さらに、特定法人は、激しい国際競争の中で世界最高水準の成果を創出することが求められることから、業務運営の効率化を図るだけでなく、業務運営の改善を図り、その質を高めていくことが必要であることに鑑み、中長期目標の記載事項の一つとして業務運営の改善に関する事項を明記することとしている。

このため、特定法人の中長期目標は、基本方針第三に示した事項に加え、各特定法人における使命や研究開発の内容等に応じて、例えば、以下のことについても十分考慮したものとすることが望ましい。

- 目標を定める際には、各特定法人の特性を考慮しつつ、科学技術基本計画、科学技術イノベーション総合戦略等の国家戦略における目標等を参照しつつ、他の国立研究開発法人に先駆けて、より高い水準で当該目標等の達成に貢献すること。
- 国際的に卓越した人材の適切な処遇、世界最高水準の研究開発業務を支える研究環境の整備・研究支援者等の確保と育成をはじめとした業務運営の改善について、各特定法人独自の創意工夫を促すこと。
- 世界最高水準の研究開発成果の創出並びにその普及及び実用化の促進を図るため、知財マネジメントを適切に行いしつつ、大学と民間企業等の橋渡

し役として、オープンイノベーションの実践や、国際標準化活動等の推進に取り組むこと。

（３）業務実績評価の在り方

主務大臣による特定法人の業務実績評価については、通則法に基づき、すべての独立行政法人に対する指針である「独立行政法人の評価に関する指針」に基づき、また、特定法人による研究開発等の特性に配慮しながら実施する。

総合科学技術・イノベーション会議は、府省横断的な我が国全体の見地から、特定法人が世界最高水準の研究開発の成果の創出並びにその普及及び活用の促進を適切に実施しているかについて、主務大臣が行う業務実績評価の結果を参照し、我が国全体の科学技術イノベーション政策との整合性、産学官連携や成果の社会実装に向けた取組の実効性、といった観点から特措法附則第５条に基づく検討を行うとともに、その結果について、科学技術イノベーション政策へ適時適切に反映させるほか、必要に応じて研究開発に係る評価等に関する指針類の見直しを行う。加えて、特定法人が、自主性及び自律性を発揮しつつ、世界最高水準の研究開発の成果の創出に向けて、挑戦的な研究開発に果敢に取り組む観点からは、研究開発等の特性を十分に考慮した評価が行われるべきである。なお、評価の実施にあたっては、特定法人における負担が過大なものとならないよう配慮する必要がある。

（４）調達のと在り方

特定法人の物品及び役務の調達は、その研究開発が国際的な競争の中で行われていることから、迅速かつ効果的に行うことが極めて重要である。このため、研究資金の不正使用が生じないようにするためのガバナンス強化等を前提として、政府は、円滑な研究開発等の推進の阻害、仕様の公開に伴う最先端の機微な知見・技術情報の流出等が発生することがないように取り組む。その際、研究開発に直接関係する物品・役務の調達に限り、研究開発成果の早期発現及び向上が期待でき、かつ、競争性及び透明性が確保された、新たな随意契約方式を導入することとする。

（５）法人の長の解任にあたっての留意事項

特定法人は、国家戦略に基づき世界最高水準の研究開発の成果を創出するため、特措法による特例措置や基本方針を踏まえて講じられる措置等を活用することが可能となる。このため、法人の長は、他の国立研究開発法人と比較して、より高度で戦略的な運営を行うために強い権限を行使することが可能となっており、このことと対となって、特措法第４条に法人の長の解任規定が盛り込まれている。

法人の長の解任規定については、特定法人の自主性及び自律性が損なわれないよう最大限配慮しつつ、恣意的な運用により法人の長の萎縮等を招くことのないよう、適切かつ慎重な運用が図られるべきである。このため、主務大臣は、法人の長と十分な意思疎通を図るとともに、本規定に基づく解任を行うにあたっては、以下をはじめとした他の代替手段を講ずることでは状況の抜本的な改善が困難であるか等についての十分な検討を加える。

- 中長期目標の変更（通則法第 35 条の 4 第 1 項）
- 中長期計画の変更命令（通則法第 35 条の 5 第 3 項）
- 業務運営の改善その他の必要な措置の命令（通則法第 35 条の 6 第 9 項）
- 報告及び検査（通則法第 64 条第 1 項）
- 違法行為等の是正命令（通則法第 35 条の 8 により準用する第 35 条の 3）

（６）主務大臣の要求にあたっての留意事項

主務大臣が、特措法第 7 条に基づく要求（以下「措置要求」という。）を行う場合には、特定法人の自主性及び自律性が損なわれないよう最大限配慮しつつ、その要求による効果を最大化するため、次の事項に留意しなければならない。

- 措置要求の実施に必要となる財源その他の資源の確保に努める
- 措置要求の内容については、遅滞なく中長期目標の変更を行い適切に反映するとともに、当該法人に指示すること。

- 措置要求を行う場合には、関連した科学技術に関する知見を有する有識者等の意見を事前に十分に踏まえること。また、法人の長と十分な意志疎通を図ること。

（７）特定法人の範囲を含めた関連する制度の在り方の検討

政府は、特措法附則第５条に基づき、特措法の施行後適当な時期において、特措法の施行の状況を勘案し、特定法人の範囲を含め、関連する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。

このため、内閣府は、関係省及び特定法人の協力を得て、本制度等の施行状況の把握に努め、特定法人制度及び関連する諸制度の在り方を検討するものとする。

内閣府における検討に資するため、総合科学技術・イノベーション会議は、特定法人制度全般を評価するための仕組み及び体制を構築するほか、特定法人の個別の事業の評価ではなく、国家戦略との連動性や科学技術水準の向上への寄与といった側面から、特定法人における産学官連携・協力体制、知的財産の普及・活用の促進、「橋渡し」機能の強化など本制度の在り方に係る全般的な検討を行うとともに、必要に応じ、内閣総理大臣に対し具体的な措置を講ずるための意見具申を行うこととする。

（８）制度改正、運用改善事項の検討

特定法人が、我が国のイノベーションシステムを強力に牽引する中核機関としての機能を十分に発揮できるよう、運用事項や制度的隘路について特定法人の意見も聞きつつ、その状況を把握し、他の国立研究開発法人の先駆けとして必要に応じてその改善に取り組むものとする。

例えば、特定法人を含む複数機関による共同の研究開発の円滑化、ベンチャー企業創出や育成支援に向けた取組、国の委託事業により整備された研究機器等の様々な研究開発への転用が迅速に可能となる方策の検討等、他の国立研究開発法人への展開を含めた政策効果を把握することが必要な取組について、関連する制度の在り方を含む全般的な検討を行う。

第三 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進を図るための体制の整備に関する事項

1. 法人の長のマネジメントの裁量の確保・尊重

特定法人が、国内外の諸情勢を踏まえて常に挑戦的な業務運営をしていくためには、科学技術に精通した明確な理念をもった魅力ある指導者が、法人の長としてリーダーシップを存分に発揮することができる運営体制を確保することが重要である。

また、特措法第5条第2項で読み替えられる通則法第35条の5第2項第2号において、中長期計画において業務運営の改善に関する目標を達成するためとるべき措置が規定され、「契約業務の適正化」や「外部資金の確保」に加え、迅速かつ柔軟な研究開発体制の見直しや国際的に卓越した研究者の積極的採用・確保・育成等に取り組むことが期待されている。

これらの特例を十分に活用するため、法人の長のリーダーシップと判断を多様な知見・経験から支える体制を充実させるとともに、適切な責任・権限の分担の下での法人全体の適正、効果的かつ効率的な業務運営体制を構築することのほか、特定法人において、運営費交付金を原資とする予算配分が適正に実施されることを確保するための体制（予算配分の見直し等に関する適正なルールの策定等）が整備されていることを前提として、法人の長が国内外の諸情勢を踏まえて法人全体の見地から迅速かつ柔軟に運営・管理することが可能な資金執行体制を確保することが必要である。

法人の長はその責務を全うするために、既存の法律等に規定される権限等を十二分に活用し、特定法人に関するマネジメントを行うこととする。

2. 世界最高水準の研究開発等を実施するための体制の強化

特定法人が世界最高水準の研究開発等を実施するにあたっては、例えば以下のような体制の強化が求められる。ただし、これらは各特定法人の特性を考慮しつつ対応すべきものである。

（１）国際的に卓越した能力を有する人材を確保・育成するための体制

報酬・給与等の支給の基準については、国家公務員、民間企業の報酬・給与、その他の事情等を考慮するほか、特措法第６条第１項の規定により、「世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」についても考慮しなければならないこととされた^{注)}。これを踏まえ、優れた若手、女性、外国人研究者を積極的に登用し、世界最高水準で挑戦的な研究開発を担う体制を整備するとともに、博士課程学生やポストドクター等を含めた若手研究者の育成に取り組む。

また、特措法第６条第２項の規定に基づき、人材の多様性の確保と流動化を促進するためのクロスアポイントメント制度等の積極的な利用に取り組むことが求められる。

（２）研究者が研究開発等の実施に注力するための体制

研究者、特に若手研究者の、研究上の定型作業、施設・設備の維持管理、各種申請、報告、評価、調達等の業務に係る負担を軽減し研究に専念することができる環境を確保することの重要性に鑑み、例えば、次に掲げる取組を通じ体制を整える。

- 研究支援者、リサーチアドミニストレーター、事務補佐員等の研究者を支えるための体制の見直し
- 研究開発成果の普及・活用の一層の促進のための戦略的な知的財産の管理、効果的な活用のための専門人材の適切な配置
- 調達における発注作業等の研究者以外の事務職員への集中化

^{注)} 他の国立研究開発法人においても、必要に応じ、国際的に卓越した人材の必要性を考慮することも可能である。

（３）産学官連携・協力に係る体制や企画力の強化

世界最高水準の研究開発成果の創出にとどまらず、さらにその成果の積極的な公開・「橋渡し」を実現し、普及、活用につなげていくため、知財マネジメントを適切に行いつつ、大学、産業界及び海外の研究開発機関等との連携・協力のための枠組みを構築する。

また、産業界をはじめ社会における技術ニーズ把握のため、外部との連携や技術マーケティング等にも総合的に取り組むための企画・立案機能の強化や、自らの技術シーズ以外にも、例えば、大学等からの技術シーズの汲み上げ、民間企業等のニーズとのマッチングや、技術相談等の体制の整備・強化に取り組む。

これらの体制整備により、イノベーションシステムを強力に牽引する中核機関としての役割を果たすため、世界的な研究開発拠点として機能することを図る。

（４）国際標準化活動を積極的に推進するための体制

「大変革時代」を迎え、世界各国で国際標準獲得に向けた動きが強まる中、経済的波及効果の大きい社会システムに関連する分野や国際的な競争が激化している先端技術分野については、民間企業等のみによる対応には限界がある。これを踏まえ、我が国の産業競争力を左右する国際標準化活動を推進するため、特定法人の技術的知見が活用できるテーマであり、かつ、戦略的に重要な研究開発テーマや産業横断的なテーマについて、特定法人は民間企業等と連携して国際標準化活動を推進するための体制を整備する。

３．適正な研究開発等の実施を確保するための体制の充実

研究開発に係る不正（研究開発活動における不正行為、研究開発費の不正受給・使用）は、研究開発活動に対する信認を失墜させ、科学技術の健全な発展を阻害するものである。総合科学技術・イノベーション会議において、平成 26

年 9 月に決定した「研究不正行為への実効性ある対応に向けて」の中で改めて研究不正に取り組むための基本的な考え方・視点を示し、関係大臣に対して意見具申を実施していることも踏まえた上で、特定法人は、国民の負託を受けて信頼ある研究開発を実施していくために、国、科学コミュニティの指針、各特定法人の使命、業務内容等を踏まえ、各々適切な法令遵守・リスク管理体制を適切に構築し、その実施状況について適切な方法により社会に発信する。特に、第二 2（4）で導入することとした新たな随意契約方式の運用を開始する際には、研究開発費の不正使用防止のために、調達における発注作業等を研究者以外の事務職員に集中化することなどについて取り組む。

第四 その他特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関し必要な事項

（１）総合科学技術・イノベーション会議の役割

特定法人が、イノベーションシステムを強力に牽引する中核機関として機能できるよう、総合科学技術・イノベーション会議、主務大臣及び各特定法人が一体となって取り組むことが必要である。このため、総合科学技術・イノベーション会議は、特定法人の自主性及び自律性の発揮を前提に、科学技術イノベーション政策推進のための司令塔として、国家戦略の実現の観点から、特措法等に基づき、次の意見を述べる。

- 特定法人制度及び関連する諸制度の在り方並びに所要の法改正への意見
- 主務大臣が行う特定法人の中長期目標の設定、見込評価、中長期目標の期間の終了時の検討・措置への意見

また、総合科学技術・イノベーション会議が科学技術イノベーションに関する司令塔機能を発揮するため、総合科学技術・イノベーション会議は、特定法人の業務実績評価が行われた場合には、遅滞なく、その結果を得る。

（２）各政府関係機関の協調体制の構築

特定法人制度の運用にあたっては、総合科学技術・イノベーション会議、独立行政法人評価制度委員会、各省の国立研究開発法人審議会、特定法人所管官庁、制度官庁、財政当局、等の各政府関係機関が、特定法人に対して縦割りで各々の責務の部分最適化を追求することなく、特定法人による研究開発等の促進のために緊密に連携して対応していくことが必要である。各政府関係機関は、特定法人の研究開発等の促進、研究開発成果の最大化、適正、効果的かつ効率的な業務運営に資するよう、特定法人の自主性・自律性を尊重しつつ、各々の責務の適正な遂行に努めなければならない。

なお、特定法人の中長期目標の策定等にあたり、総合科学技術・イノベーション会議と独立行政法人評価制度委員会の役割分担について以下のとおりとする。

- 総合科学技術・イノベーション会議は、我が国全体の科学技術イノベーション政策の司令塔として、府省横断的な我が国全体の見地から、主務大臣による中長期目標及び見込評価、中長期目標終了時の検討・措置において科学技術基本計画、科学技術イノベーション総合戦略等の国家戦略と連動しているかについて確認する。
- 独立行政法人評価制度委員会は、独立行政法人制度に係る政府で唯一の第三者機関として、中立かつ公平な立場で、主務大臣による中長期目標の策定、評価、中長期目標終了時の検討・措置について、客観性を担保し政府全体としての整合性を確保する観点から点検を行う。特に目標策定及び業務実績評価について、総務大臣が策定する目標・評価指針に沿ったものであるかについて点検するなど、府省横断的に客観性、中立性、公正性の視点から具体性、適切性の点検を行う。

（３）「地方創生」の観点からの取組の推進

地方創生を推進するためには、自律的・中長期的観点からの地域経済の活性化による雇用の確保・拡大が不可欠であり、地域の産学官等のリソースを行政区域にとらわれずに最大限活用したオープンイノベーションの持続的創出を図っていくことが求められている。このため政府は、地域の知の拠点である大学、公設試験研究機関、地域経済の牽引役となる企業の創出や成長の促進を強力に推進すると同時に、産学官金等の関係機関が地域の強みを踏まえて自律的

かつ柔軟に連携し、イノベーション創出を目指す生態系とも言える持続的な仕組みが地域に定着するよう、粘り強く取り組んでいくことが不可欠である。特定法人制度の運用にあたっては、「地方創生」の観点に留意することとする。

（４）国立研究開発法人イノベーション戦略会議の活用

特定法人を中核とし、国立研究開発法人の成果を最大限活用して、国内外の関係機関と連携を強化し、分野・セクターの壁を越え、国内のみならず世界規模で基礎から実用化までを通じ研究開発成果の最大化を図るための仕組みを構築するため、産学官が一堂に会する国立研究開発法人イノベーション戦略会議を活用し、特定法人を中核とした全ての国立研究開発法人や産・学の総力を結集したイノベーション創出に向けた環境の形成等を促進する。

また、国立研究開発法人の研究開発成果等を国内外に発信し、我が国全体での科学技術イノベーションの存在感・求心力向上を図る。